

「ふるさと納税制度」を活用した本市立高等学校・総合支援学校応援事業の開始について

京都市教育委員会では、ふるさと納税制度を活用し、本市立高等学校及び総合支援学校を「学校単位」で応援する寄付事業を本年10月から開始します。頂戴した寄付金は、各学校へ配当し、教育環境を維持・充実させるために使用させていただきます。次代を担う子どもたちの健全育成のため、卒業生をはじめとして、広く皆様からの御支援・御寄付を募らせていただきます。

記

- 1 事業名称** 「母校を応援！京都市立高校・総合支援学校支援事業」
※高校を10月から先行開始し、総合支援学校は11月開始予定。

2 事業概要

- 寄付者は学校や教育委員会の事業HPを参照の上、本市立高等学校10校（令和3年度開校の京都奏和高校含む）及び総合支援学校8校から1校を選択し、寄付手続きを行います。（クレジットカード払いの場合は事業HPから申し込み、現金払いの場合は所定の「寄付申出書」を、郵送・FAX・電子メールのいずれかで教育委員会宛に提出します。）
- 寄付金は一旦教育委員会で収入した後、寄付者が指定した学校へ予算配当します。学校は学習機器や部活動設備の購入、講演会の講師謝礼等、使用用途を自由に決定します。
- 事業趣旨から、本事業において返礼品は設けておりません。なお、寄付者の所得税・住民税から寄付金額に応じて一部が軽減（控除）されます。

【学校での使用例】



ICT機器の購入



部活動設備の充実

3 その他

- 今年度の寄付実績等を踏まえ、来年度以降に他校種（小学校・中学校等）や教育施設への事業展開も検討いたします。
- 既存の「京都市ふるさと納税寄付金」（本市行財局総務課所管）においても、教育関連の寄付区分が存在しますが、こちらにも引き続き寄付を募ります。